

連載企画：金融庁職員が語る！金融行政の実務 ～監督・モニタリング部門編②～

金融庁の組織や実務について、幹部職員や担当職員との対談を通してわかりやすく紹介します。今月号は、先月号に引き続き、金融機関・金融システムの健全性・安定性等に関する監督・モニタリングを担当している監督・モニタリング部門について掘り下げていきます。

※本インタビューの活字化等にあたり、東京大学の安斎由里菜さん、桑原佑弥さん、高橋亮弥さん、新田凜さんの協力を得ました。

<対談企画の参加者>

服部 孝洋	東京大学公共政策大学院特任准教授
柳瀬 譲	金融庁総括審議官
楠本 純	金融庁監督局銀行第一課大手銀行モニタリング参事官室特別検査官
池田 友理	金融庁監督局銀行第一課大手銀行モニタリング参事官室・ 総合政策局リスク分析総括課検査監理官室モニタリング企画調整官
神谷 横子	金融庁総合政策局リスク分析総括課金融犯罪対策室金融犯罪対策連携調整官

バーゼル規制と金融庁

服部：次にバーゼル規制について質問をさせていただけないでしょうか。第一回で自己資本比率規制についてご説明がありましたが、自己資本比率規制は、バーゼル規制で第1の柱と呼ばれるものです。バーゼル規制はグローバルで議論がなされ、それを金融庁が国内にインプリメンテーションすると理解しています。学生が金融規制を大学で習う場合、まずはバーゼル規制から習うのではないでしょうか。

バーゼル規制は金融規制及び金融庁においてどのように位置づけられているでしょうか。
楠本：まず金融規制の全体像について説明すると、例えば銀行法のような法律、それに基づく規範である政令や府令、告示が置かれています。また、法令ではないものの監督指針

は重要な役割を担っていますし、テーマ毎に公表しているレポートやガイドラインも実務上様々な形で参照されています。

バーゼル規制の具体的な内容は、銀行法自体ではなく、それに基づく告示により定められています。バーゼル規制に基づく自己資本比率やその内訳といった数字は、銀行のディスクロージャーや当庁宛の報告に含まれますが、その計算や正確性の確認については銀行自身や監査法人が行います。

私個人としては、入庁前はバーゼル規制が金融規制・金融行政のもっとも重要な要素なのだろうと考えていましたが、実際に中に入ってみると、日々の業務の中で意識するのはそれ以外の部分が相当大きいと感じます。とはいえ、バーゼル規制が金融規制の中でも最も根幹的な要素の一つであるのは確かだろ

うと思います。

柳瀬：私の持論としては、バーゼル規制というのは、一種の「バックストップ」です。もっと言うと、そもそも健全性規制がバックストップなのです。バーゼル規制は「そこまで落ちたらまずいよね」という水準を定めるものであり、どこの金融機関もそこからある程度のバッファーを持ったところで運営していましょうねというものです。金融庁としては、その水準を下回った金融機関には文句は言えるし、その数字を測定するための枠組みは提供できます。

一方で、その水準を下回るということは、実際の金融機関ではあまりないわけですよね。皆ある程度のバッファーを持って運営しているので、水準自体のチェックにあまり力を入れても仕方がない側面もあります。むしろ、バーゼル規制という枠組みでそもそも何を規制しようとしているのか、といった点の方が、健全性の議論としては大きいです。

健全性についての議論の最近の例をあげれば、アメリカでは企業が資金を借りる時に、銀行から借りるのではなく、銀行免許を持っているわけではないファンドから借りることが非常に増えています。この投融資形態をプライベートクレジットといいます。

昔は預金をベースにしたバランスシートがないと貸出業務を行うことは難しかったのですが、グローバルにものすごく資金が余ってしまっているので、普通のファンドでもたくさんの資金が集められるのです。もともとはプライベートエクイティのように、ファンドの資金を集めてエクイティに入れる、ということが多かったのですが、今はプライベートクレジットといって、ファンドが融資を行うということが海外では増えてきているのです。

アメリカだと、銀行と違って、このプライベートクレジットを行っているファンドに対する監督権限があまり強くないのです。このため情報があまり取れておらず、何が起きているのか分かっていないかもしれないということで、現在、問題視されています。まだ日本国内でそ

のような案件が多いわけではないのですが、日本の金融機関でそのようなファンドに投資している、資金を入れているところがあるかもしれない。

その何が問題になるかというと、これらの融資や投資にどれくらいの信用リスクがあると金融機関が考えているか、です。金融機関はバーゼル規制の最低自己資本比率に抵触しないようなバッファーを持って業務を行っているのですが、我々としては、プライベートクレジットについて、バーゼル規制の枠組みに抵触しないとしても、「どのように信用リスクを計算しているのですか」と問い合わせます。信用リスクを計算する際には、様々な前提を置いて計算しているはずですが、「その前提が大きく外れてしまったらどうするのですか」「そうしたことあなた方は自身のリスク管理の中で、きちんと議論しているのですか」という観点でリスクを見極めたいわけです。

このような議論の大前提として、こういった問題をバーゼル規制の枠組みの中でどのように解釈するのか、という意識はありますが、何かが起きてからでは遅いですから、実際にはもう少し2歩先、3歩先の議論をしなければなりません。仮に、銀行が思っていたよりもプライベートクレジットのリスクが高く、それが突然具体化した時に、当初の想定以上の損失が出るかもしれません。そのため、現時点でそのような議論を相手に投げかけ、「そこは平気ですか」という話をしなければなりません。

服部：銀行が何か新しいビジネスを行う時に、そのリスクを正しく評価し、場合によっては、規制体系に入れていく作業が必要になってくるわけですね。

柳瀬：そういうことです。細かい話をするとき、海外と日本では結構違っていて、海外ではバーゼル規制の「第2の柱」という枠組みを使うことが一般的です。

バーゼル規制は第1の柱・第2の柱・第3の柱で構成されます。

図表1 自己資本比率規制における「3つの柱」

自己資本比率規制における「3つの柱」

バーゼルⅡ以降、自己資本比率規制は、「3つの柱」が相互補完的な役割を果たしながら銀行の健全性を確保するもの、と位置づけられている。

第1の柱 (最低所要自己資本)	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の経営の健全性を確保するため、最低所要比率を定め、金融機関が抱えるリスクに応じた自己資本の確保を求める。 当該最低所要比率を下回った場合は、監督当局として是正措置命令を発動し、銀行経営の早期是正を促す。
第2の柱 (銀行の自己管理と監督上の検証)	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関は、第1の柱の対象ではないリスクも含めて主要なリスクを評価した上で、経営上必要な自己資本額を検討。 監督当局は、早期警戒制度の枠組み等を通じ、金融機関の取組みが十分であるかを評価し、必要に応じて適切な監督上の措置をとる。
第3の柱 (市場規律)	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関による情報開示の充実により、市場参加者が銀行のリスク管理の優劣を評価し、そうした市場からの外部評価の規律付けを通じて金融機関の経営の健全性を高める。

第1の柱は先ほど話にあった自己資本比率規制が該当します。一方、第2の柱は、「金融機関が、第1の柱の対象ではないリスクも含めて主要なリスクを評価した上で、自己資本の十分性を評価する」「監督当局がそのプロセスや結果の適切性を確認・検証し、必要な場合には監督上の措置をとる」というものです。これは、第1の柱で一律の方法で定量化することに馴染

まなかったり、銀行の事業特性に応じて異なったりするリスクについても規制・監督の枠組みに包含し、自律的な対応を促していくためのもの、と理解いただければよいと思います。第2の柱で扱われている典型的なリスクとしては、銀行勘定の金利リスク（いわゆるIRRBB）があります。

図表2 銀行勘定の金利リスク

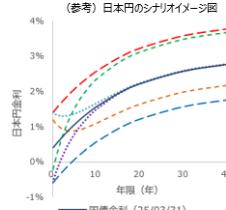
銀行勘定の金利リスク (IRRBB : Interest Rate Risk in the Banking Book)

- 金利水準の変動により、銀行の資産・負債の経済的価値又は収益が変動することにより生じるリスクについては、資本賦課（第1の柱）の対象ではなく、当局による監督を基礎とする枠組み（第2の柱）及び開示（第3の柱）の下で扱われる。
※ 上記は銀行勘定に分類された取引（貸出や預金、有価証券運用を中心とした取引）に関する取扱い。トレーディング勘定に分類された取引（短期売買を目的とする取引）に係る金利リスクは、資本賦課の対象。
- 日本では、2018年に国際統一基準行、2019年に国内基準行に対して導入。当局は、早期警戒制度の中で「重要性テスト」に抵触した銀行に対して「追加分析」を行い、必要に応じて深度ある対話や報告徵求命令等を実施。

(重要性テスト)

当局設定の金利ショックシナリオ※に基づき計算されるΔEVE（金利ショックに対する経済的価値の減少額）の最大値が、Tier1資本の15%（国際統一基準行）又は自己資本の20%（国内基準行）を超えてないか。

※ 通貨毎に、6つの金利シナリオ（①上方パラレル、②下方パラレル、③ステイプル化、④フラット化、⑤短期金利上昇、⑥短期金利低下）を設定（国内基準行は①②③のみ）。



(追加分析)

「銀行が銀行勘定において保有するポジション全体の金利リスク」と「自己資本の余裕」の関係を基本的な着眼点としつつ、収益性・リスクイク・自己資本のバランスや、金利ショックが自己資本に与え得る実質的な影響について分析を行う。

※ リスク計測にあたっては、重要性に応じて、行動オプション性（流動性預金の滞留、定期預金の早期解約等）を、内部モデルの使用や保守的な前提の反映により、適切に考慮することが必要。

その第2の柱の中で、必要となる自己資本をきちんと計測して、その部分を上積みしなければならない、という枠組みがあります。日本は第2の柱での資本賦課の枠組みを使わずに、監督や検査におけるヒアリングの中で課題を議論し、必要に応じ改善を促していく、というやり方をしています。

第1回¹で申し上げた銀行法第26条のような形で（銀行が適切な業務運営をしていない場合には、適切な業務運営をするように命令を発することができるという趣旨の）広範な権限が与えられている国というのは、諸外国ではありません。バーゼル規制の自己資本比率規制の適用として、実際のモニタリングや「スーパーバイジョン」を行っている国が結構多いです。**服部**：日本の金融庁は、他の国の金融庁に相当する組織より強い力を持っているということでしょうか。

柳瀬：第1回の図表2でも示したように、与えられている権限は広いです。ヨーロッパでも、そこまで広範な権限が与えられていない感じがありますよね。そして途上国になると、よりその傾向は強まります。

監督・検査の実際

服部：ここまで銀行に対する規制について議論してきましたが、もう少し具体的な話をできればと思います。普段どういう働き方をしているかということを聞かせてもらえますでしょうか。

楠本：直近では、ある案件について銀行の部門の管理の枠組みから個別の実例まで分かる様々な資料を整理していました。具体的には、銀行内部の規則や過去の会議資料など、様々な既存情報を確認しつつ、今後のヒアリング等で確認すべき着眼点を考えながら、追加の資料提出の依頼を作成していました。そして、チームで検討し、「これで進められそうだね」という話をしていました。先週も、別のテーマについて同

様の作業を行っていました。資料といつても、昔とは違って専ら電子媒体で入手します。

こうして入手した資料に基づいて、ヒアリングや資料の精査を通じた検証を行う訳ですが、テーマは様々で、それこそ『半沢直樹』の黒崎検査官のように個別の融資をどうなっているかを細かく見ることもあり得ます。しかし、多くの場合、もう少し一步引いた視点から、例えば、銀行内部のリスクの特定や評価が適切に行われているか、リスクをコントロールするためのフレームワークがきちんと存在し、有効に機能しているか、といった観点から、課題や改善の余地がないかを見ることになるかなと思います。

柳瀬：例えば、ドラマ『半沢直樹』で伊勢志摩ホテルの話を我々が今取り上げるとしたら、どのように取り上げますか。

楠本：あくまで一つの考え方ですが、融資の担当部署が入手した情報に基づいて適時適切な与信判断を行っていたか、そのための行内のルールや仕組みが存在していたか、与信審査や信用リスク管理の観点から、監視や牽制機能を果たす部署はどこにあり、そこに十分な情報が集められ、牽制機能がしっかりと発揮できる体制にあったか、といった点を確認するのではないかと思います。

また、経営陣から営業推進だけでなく、リスクコントロールを担当する部署への資源の配分や支援が十分であったか、それらに対する内部監査部署によるチェックがきちんと機能していたか、といった観点も重要です。

先ほど話したようなバーゼル規制のようなバックストップの仕組みは存在しますが、信用リスクの全てがバーゼル規制の枠組みで捉えられている訳ではないので、銀行が自律的にリスクを評価・コントロールしていくことが重要になります。したがって、そのための仕組みが適切に設計・運用されているかが我々の基本的な視座になるのかなと思います。

¹ https://www.fsa.go.jp/access/r7/268/268_02.pdf

服部：金融庁は、銀行に対して厳しく検査しているというイメージもありますがその点はどうでしょうか。

楠本：「厳しい」にも色々な意味合いがあると思いますが、分析・検証は客観的な目線で高い水準で行う必要があるのは常に同じだと思います。また、先ほどから話題に出ているように我々は法令上与えられた強い権限に基づいて検査・モニタリングを行っている一方、相手方の銀行の自発的な協力のもと情報を収集・分析し、議論していくことも非常に重要です。当然ながら、具体的なやり方についてはケースバイケースの部分はあると思います。

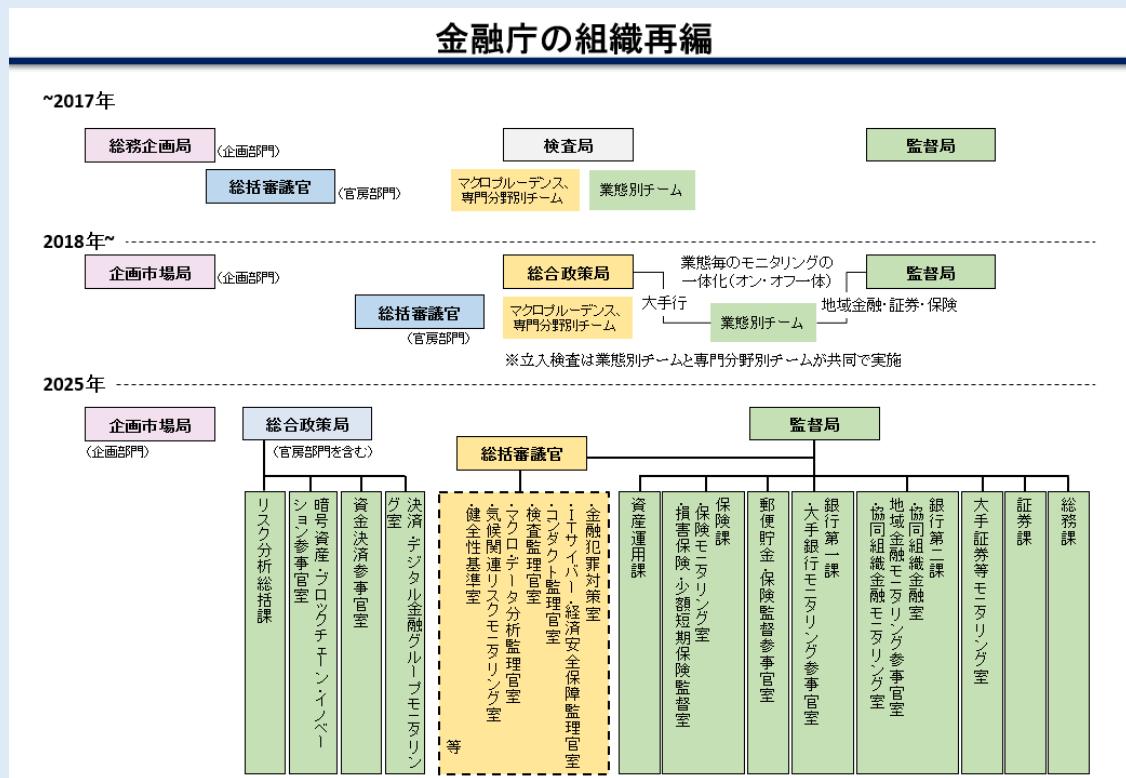
銀行第一課とリスク分析総括課

服部：楠本さんは銀行第一課の大手銀行モニタリング参事官室に所属されています。銀行第一課はメガバンクなどの大手銀行、銀行第二課は地域銀行などを監督しています。一方、池田さ

んは銀行第一課に加え、総合政策局リスク分析総括課にも所属されています。私の印象では、総合政策局リスク分析総括課は人の数も多く、金融庁以外の人間からみると、その理解が容易ではないと思われている印象です。

柳瀬：この点についてはやや複雑で、今事務年度、つまり2025年7月より、いわゆる監督にかかる体制が変更されています。図表3をご覧ください。私（総括審議官）は横断的な業務をまとめる立場で監督局にいますが、楠本さんの所属する部署（大手銀行モニタリング参事官室）は個別行ごとに監督する部署（縦軸）であり、より完全に監督局内で銀行第一課と一体化しています。今日参加してくれているうち二名（池田・神谷）の部署は、特定のテーマについて業態横断的（横串）に見るような役割を果たしています。図表3でいうと、黄色箇所に位置し、厳密には総合政策局に属しているものの、最終的には監督局長に報告する体制となっています。

図表3 金融庁の組織再編



楠本：監督局の銀行第一課本体は個別の大手銀行に対する許認可などの業務を行っています。一方、私の所属する部署は個別銀行ごとの観点から、銀行一課本体とも連携しつつ、総合政策局のリスク分析総括課では業態横断的な観点から検査・モニタリングを担当しています。

柳瀬：（第一回で述べた）狭義の「スーパービジョン」は、実質的に楠本さんの部署と横断的な部署とで連携して行われているイメージですね。日本語でいう広義の監督とは、その狭義の「スーパービジョン」の外側にあるものですが、政策的な部分や許認可などを、銀行第一課がメインに担当しているイメージです。リスク分析総括課は、今は総合政策局にあります（うち、黄色箇所は2025年7月から最終的には監督局長に報告）が、図表3の一番上にあるように、元々は旧検査局に相当する部署です。

服部：リスク分析総括課が監督局に含まれていない理由はあるのでしょうか。

柳瀬：実は楠本さんのいる大手銀行モニタリング参事官室は、昨年の夏まではリスク分析総括課に属していたのですが、個別行に対する検査部隊と監督部隊が別組織なのは好ましくないだろうという考え方から、縦軸で見る部署（緑）はまず密接に一体化させようという話になりました。一方、それ以外の横断的な部隊（黄色）については、そこまで密接な一体化は必要ないものの、全体の方針との整合性確保のため、私の指揮下に置きつつ、私の上に監督局長がいるという形になっています。リスク分析総括課は、実質的には半分（黄色部分）監督局に統合された、といったイメージです。

池田：現行の金融庁の組織令（令和7年7月1日施行）²上、リスク分析総括課は、①金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や、包括的又は特に専門的な調査・分析・検査、②暗号資産交換業や資金移動業などの業者に対する監

督などをつかさどっています。①は専門分野別にモニタリングを行う「横断モニタリング部署」、②は現在監督局が所掌する業態（銀行・証券会社・保険会社等）以外の業態に対する監督・検査を行う「業態別モニタリング部署」です。新しい技術の発展等によって新しい形態の金融機関・事業者が増え、②の部署の所掌も拡大してきました。先ほど話にてた、今事務年度から実質的に監督局に統合されたリスク分析総括課の「半分」は①となります。

2026事務年度からは、監督局とリスク分析総括課の統合を更に進めることを予定しています³。具体的には、①も②も正式に監督局に属したうえで、業態別に2つの監督局が設置される予定です。金融機関・金融行政を取り巻く環境の変化に合わせて、金融庁も適切な監督・モニタリング体制のあり方を模索しています。



写真：池田調整官

服部：楠本さんのチームが個別行を見ており、例えば、〇〇銀行の検査官などという形だと思いますが、池田さんのチームは特定のテーマで横断的な視点でみているということでしょうか。

² 金融庁組織令 | e-Gov 法令検索

³ https://www.fsa.go.jp/access/r7/269/269_04.pdf

池田：はい。私が兼務している検査監理官室では、市場リスク⁴や信用リスク⁵、内部監査といったテーマの専門家が集まり、業態横断的にモニタリングしています。他の部署と同様ではありますが、毎年期初（7～8月頃）に、どのテーマを重点的に調査するかといったモニタリング計画を策定しています。例えば、信用リスクについては、昨今の各国の関税政策の影響が銀行の融資先の財務にどのように影響を与えているのか、あるいは先ほどファンドの話が出ましたが、銀行が投融資を通じてファンドとの結びつきを強めているのか、といったことがテーマになり得ます。市場リスクであれば、金融政策が転換期を迎える中、金利リスクを適切に管理しているか、といったことです。このように、国内外で複数金融機関に共通する旬なテーマを取り上げて、ヒアリングや調査・分析を進めています。複数の金融機関を横断的に見ていく手法で、「水平的レビュー（horizontal review）」とも言われます。

服部：日銀の金融システムレポートでそういうタイプの分析がされているイメージがありますね。

池田：そうですね。金融庁においても、監督当局の立場から、金融システムや銀行セクターといった業態を俯瞰して、潜在的なリスクがどこにあり得るかという観点で、モニタリングテーマを決定します。

業態横断的なチームなので、大手銀行だけではなく地域金融機関もモニタリングの対象となります。大抵の場合は、リスクプロファイルを分析した結果、例えば「この銀行は有価証券の保有割合が高いので、金利リスクを少し深掘りしてみようか」という形でモニタリングの対象を選別し、限られたリソースの中で効率的にリスクベースのモニタリングをすることを心掛けています。

服部：その結果、個別行を担当する担当者へ案

件として挙がってくるということですね。

池田：その通りです。例えば、特定のテーマについて、特定の銀行をモニタリング対象にする場合、その銀行の担当チームと協力して調査・分析を進めます。金融機関に赴いてヒアリングを行うこともあります、資料を提出してもらったり、アンケート調査を行うこともあります。

服部：普段、個別行担当のチームとは具体的にはどういうイメージで協力体制を作っているのでしょうか。

池田：まず期初、或いは期中に新たな課題が発生・発覚した際に、モニタリング計画を相談します。個別行担当のチームからは、銀行全体のモニタリングの優先度の観点、業態横断チームからは他の銀行と比較した場合の優先度や特定テーマにおける専門的知見の観点で、具体的なテーマやモニタリング手法、リソースの配分等を決めていきます。その後、ヒアリングを行う際には、基本的に両チームが同席します。また、定期的に両チームでミーティングを行い、情報共有や議論をします。銀行に対し、様々な部署から同じ質問をするなど、過度な負担や重複感のないよう、金融庁の中で関連部署がよく連携することが肝要です。

服部：「モニタリング」という表現もでてきました。例えば、元金融庁長官の遠藤氏の記載した書籍を参照すると⁶、「オンサイト・モニタリング＝検査局」、「オフサイト・モニタリング＝監督局」という整理で記載されています。実際に銀行に立入検査をするオンライン・モニタリングに対して、様々な角度からチェックし、また、検査以外の監督をするオフサイト・モニタリングがあるというイメージを持っています。

池田：法律などで定義されている訳ではないので難しいですが、例えば、先ほど話題に出た銀行法第26条（業務の停止等）といった行政上の対応を決定するにあたり、必要な実態把握や情

⁴ 保有する金融資産（金利、為替、株式等）の市場価格の変動等を通じ、金融機関が損失を被るリスク

⁵ 投融資先の財務状況の悪化等により、金融機関が損失を被るリスク

⁶ 遠藤俊英・日下智晴・玉木淳（2023）「地銀改革史 回転ドアで見た金融自由化、金融庁、そして将来」日本経済新聞出版のページ121を参照。

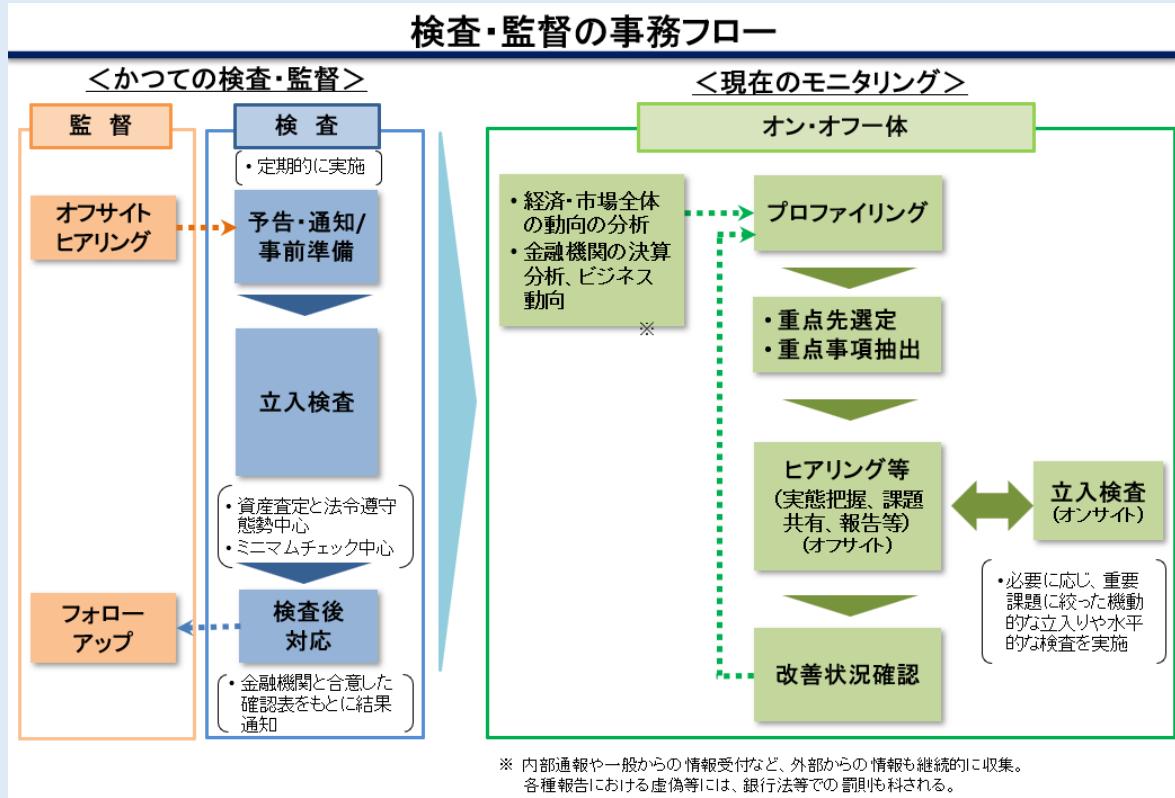
報収集・分析、ヒアリング等の一連のプロセスを「モニタリング」と理解しています。各行の個別具体的な状況、各手法の有効性や当局側・銀行側における負担の程度、課題の緊急性等に応じて、資料分析やヒアリング、アンケート、立入検査といった具体的なモニタリング手法を選択していきます。

こうした「モニタリング」のあり方も時代とともに変化してきました。検査局と監督局が分かれていた時代には、仰るように「オンサイト・モニタリング＝検査局」、「オフサイト・モニタリング＝監督局」という形の役割分担を比較的明確に行っていました。検査局が、一定期間・定期的に銀行に赴く立入検査を行い、その結果のフォローアップも含めたオフサイト・モニタリングを監督局が行う形です。この形は今でも残っていますが、バブル崩壊後の不良債権問題が一段落し、少子高齢化等の社会課題に直面する中で、最低水準だけではなく創意工夫、

過去の財務だけではなく将来のビジネスの健全性、と金融庁の目線も変化し、図表4の右側のように、「オン・オフ一体」で継続的かつ重点的に、都度適切なモニタリング手法を選択するという考え方へ移行してきました。特に大手銀行については、その事業規模や業務の多様性から、中長期的に対応すべき経営課題も存在するため、優先課題について継続的に、関係部署が協力してモニタリングを行っています。

また、電子化の進展やコロナ禍を経たリモート面談の定着といった技術や社会の変化も進んでいます。こうした状況下では、「ヒアリングを物理的にどこで行うか」といった、いわば言葉の定義上の「オンサイト」「オフサイト」の区別を超えて、モニタリングの目的や課題の重要度に応じて、立入検査を含めた適切な手法・権限行使を選択していくこと、すなわち、当局としての課題意識や優先順位の明確化がこれまで以上に重要になっていると感じています。

図表4 検査・監督の事務フロー



服部：日銀も金融機関のモニタリングをやっています。金融機関からすると金融庁からも日銀からもモニタリングをうけますが、日銀の場合、日銀に当座預金を開設している場合、契約に基づき、モニタリングを受けています。日銀の場合、金融庁の立入検査にあたるモニタリングには「考查」という表現が用いられますが、日銀の考查に比べるとどのような特徴があるでしょうか。

柳瀬：日銀の考查は人数は多いですが、一つの案件にワンショットで集中的に取り組むイメージです。一方、金融庁のモニタリングはオンラインで継続的に行われるため、単純な比較は難しいかもしれません。

池田：私も以前、日銀の考查やオフサイト・モニタリング部門に出向したことがあります、日銀考查の場合は、大手銀行についても、〇月～〇月はA銀行、その後はB銀行、という形で一人の担当者が年間に複数の銀行に考查に行きます。一方で、金融庁の場合は、先ほど申し上げたような変遷を経て、個別大手銀行ごとに総括的な担当者・チームを決めて、そのチームが年間を通じて継続的に見ていくという形を取り、柳瀬さんの仰る通り、アプローチの仕方が少し異なります。

ただ、私が出向していた10年前に比べて、日銀と金融庁の連携も大きく進んできた印象です。銀行から提出してもらうデータを共通化したり、一緒にヒアリングや調査をするなど、より質の高いモニタリングと金融機関の負担軽減に取り組んでいます。

金融庁と金融機関の関係

学生：先ほど「インプリメンテーション」という話がありました。規制や監督・検査といった様々な業務を行う際に、民間の銀行を相手にするには、向こう側からの協力も必要だと考えています。「規制に従ってもらえる」、あるいは「規制に従っているかどうかを確認するために、例えば資料を向こうから提出してもらえる」といった協力が得られているのは、なぜなのでしょうか。

でしょうか。

柳瀬：神谷さん、例えば、マネー・ローンダリングの世界ではどう思いますか。金融犯罪の世界については、この2年間で民間の銀行との協力体制を構築するまでの過程を通ってきたのではないでしょうか。

神谷：まさにマネー・ローンダリングや金融犯罪への対策は、ここ数年でかなり頑張っています。数年前には、必ずしも対策が十分でない金融機関も少なからずありました。対策の底上げを図るため、「これくらいはやってください」という基礎的な態勢整備として必要な事項を示し、期限を設けて実施してもらっていました。こうした対策の必要性・重要性について理解を深めていただくために、経営陣向け・担当役員向け・担当者向けなどさまざまなレイヤーへのアウトリーチ活動を行ってきました。今では金融機関とかなり同じ方向を向くことができているのではないかと思いますし、現場での最新の動向について金融機関から教えてもらうような関係にもなっています。

池田：金融庁の規制・監督が、金融庁から金融機関へ賦課を与えるという一方通行なものだけでなく、Win-Winの関係といいますか、金融庁がいることで金融システムの安定化や国際的な立ち位置といった環境が整備され、自分たちのビジネスが円滑に進むのだ、と金融機関に思ってもらえること、言い換えれば「何のために規制や監督を受けて、資料を提出しなければいけないのか」の納得感を得ることも非常に重要なと考えています。

金融庁も設立から20年が経ち、不良債権処理時代に揶揄された「金融”処分”庁」から「金融”育成”庁へ」と変化を目指す中で、単に「これがだめだ」とか「リスク管理を厳しくしなければならない」といったことだけでなく、「企業や経済を発展させるために金融機関がどういう役割を果たせるでしょうか」といったことを金融機関と一緒に考える、というような機会も増えてきました。

監督やモニタリングの業務は、コンサルティ

ング会社の業務に似ているところがある気がしています。例えば、「法令に照らしてこの業務をやっても良いですか」といった「お伺い」だけでなく、「〇〇という課題を解決したいのですが、国内外の他の銀行の例も見ている金融庁の立場からアドバイスをもらえないでしょうか」とか、「1つの銀行ではできることが限られるため、金融庁が主導して業界を盛り上げてくれませんか」といったようなご相談をいただくこともあるからです。そうした中で、必要と思われることについて、金融庁がある程度の権限を持って発信していくことで業界全体を動かしていく、あるいは国際的な交渉においても官民一体の「All Japan」の代表として前面に立つ、といったことがあると、「自分たちのために頑張ってくれるなら協力しようかな」といった思いも金融機関側にも生じるのではないかでしょうか。神谷さんのマネー・ローンダーリング対策のお話にも通じますが、当局と所管業界という緊張感を保つつも、組織同士・担当者同士のコミュニケーションを密に取り、納得感を持って「日本の金融システムの安定・発展」といった目標を共有することが重要、と個人的には思います。

柳瀬：特に今日、経済学部の学生が多く参加されているということで、ゲーム理論的な説明を試みましょう。金融というビジネスは、極めて相互依存性が高いものです。まさに「取り付け騒ぎ」がその例です。先ほどおっしゃったように、金融機関、特に預金を取り扱う銀行などは、満期変換機能などから生じるビジネス上の大変な脆弱性を抱えながら事業を行っています。それだけでなく、基本的に同じような業務を行っており、例えば「全銀システム」などを通じた相互の繋がりもあります。また、同じようなところに皆で貸し付けているケースも少なくありません。このように相互依存性の高いビジネスを行っています。

そのような主体がいることを前提として、ある状況の中で、「合成の誤謬」的なことが起こらないようになるためには、ある程度の強制力

を持ち、業界に詳しいが、しかしビジネスを運営しているわけではない「サードパーティー」の存在が、おそらく非常に便利なのだと思います。

全体として見ると、金融庁のアクションにより秩序が保たれるということになれば、金融機関も自発的に金融庁のアクションに応じてくれるのです。単に「法律があるから自動的に従つてもらえる」という話ではありません。我々としては、最終的に「極めて不安定で脆い金融ビジネスというものを、持続可能で役に立つものにするために、皆で何ができるのか」という観点で行っており、それが評価されているのだろうと思います。すなわち、単に「法律に書いてあるから」というよりも、我々が行っていることが「トータルとしてリーズナブルだ」「トータルとして自分たちにとって悪いことじゃないよね」という信頼を金融機関に持ってもらっているからこそ、金融機関が我々の話を聞いてくれるのだろう、と認識しています。また、行政としては、様々なイシューが社会全体や国民からどう見えるのかという議論をどのように深め、その点を金融機関の経営層とどのように話していくのか、という観点が必要になってきます。そのような全体像があった上で、個別の監督や検査という話が出てくる、という感じですよ。

(次回に続く)